

# 福岡市公報

令和 7 年 3 月 27 日 第7131号(別冊 7)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
○福岡市公園条例施行規則の一部改正 (第20号) .....	1

規	則
---	---

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 7 年 3 月 27 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

## 福岡市規則第20号

福岡市公園条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市公園条例施行規則 (昭和33年福岡市規則第21号) の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「別表第 1 の 3」を「別表第 1 の 4」に改める。

第 3 条を次のように改める。

### 第 3 条 削除

第 6 条第 2 項中「様式第 2 号 (分区園については様式第 2 号の 2) による」を削り、同条第 4 項及び第 5 項中「 (入園料) 」を削り、同条第 7 項ただし書中「、分区園、球技場附属施設等のテニス場照明施設及びテニス競技場附属施設等の照明施設」を削り、同条第 8 項及び第 9 項を削り、同条第 10 項中「及びテニス競技場」を「、テニス場、博多の森テニス競技場、体育館及び集会所」に改め、「、第 8 項及び前項」を削り、同項を同条第 8 項とし、同条中第 11 項を第 9 項とし、第 12 項を第 10 項とする。

第 7 条第 3 項中「様式第 4 号による」を削る。

第 10 条を次のように改める。

### 第 10 条 削除

第 14 条の 3 第 1 項第 3 号中「様式第 6 号による」を削り、同条第 2 項中「様式第 7 号による」を削る。

第 15 条第 1 項第 3 号中「 (入園料) 」を削り、同条第 2 項中「様式第 8 号による」を削る。

第 16 条中「 (様式第 9 号) 」を削る。

第18条第2項中「(様式第10号)」を削る。

第21条第1項中「(様式第11号)」を削る。

第23条中「(様式第12号)」を削る。

第26条中「、第7条第3項並びに別記様式第1号、様式第3号及び様式第5号」を「並びに第7条第3項」に改め、「と、別記様式第1号、様式第3号及び様式第5号中「福岡市」とあるのは「指定管理者」」を削り、同条の次に次の1条を加える。

(様式)

第27条 条例及びこの規則の施行について必要な申請書、許可書等の様式は、市長が別に定める。

別表第1中	「	24円	を	「	25円	に改め、同表に次の
		18円			19円	
		23円			26円	
		31円			34円	
		151円			166円	
		184円			200円	
	」		」			

ように加える。

須崎公園	1平方メートル	1日	24円
------	---------	----	-----

別表第1の3に次のように加える。

須崎公園	駐車場
------	-----

別表第2に次のように加える。

須崎公園	駐車場	午前零時から午後12時まで
------	-----	---------------

別表第2備考第8項中「及びアイランドシティ中央公園」を「、アイランドシティ中央公園及び須崎公園」に改める。

別表第3舞鶴公園の項中「その他の球技場」を「その他の球技場  
球技場付属施設」に改める。

別表第3の2公園名の項中「入園料」を「使用料」に改める。

別表第4種目の項中「(入園料)」を削り、同表駐車場の部中「西部運動公園、今津運動公園及び西南杜の湖畔公園に」を「舞鶴公園、小戸公園、西部運動公園、今津運動公園、西南杜の湖畔公園及びアイランドシティ中央公園に」に改め、「(様式第13号)」及び

「(様式第14号)」を削る。

別表第8アの欄中「博多区役所地域整備部維持管理課」を「博多区役所地域整備部管理調整課」に、「中央区役所地域整備部維持管理課」を「中央区役所地域整備部管理調整課」に改める。

別記様式第1号から様式第14号までを削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第1条の2及び第6条第7項ただし書の改正規定、同条第10項の改正規定(「及びテニス競技場」を「、テニス場、博多の森テニス競技場、体育館及び集会所」に改める部分に限る。)、別表第3の改正規定、別表第4駐車場の部の改正規定(「(様式第13号)」及び「(様式第14号)」を削る部分を除く。)並びに別表第8の改正規定  
公布の日
  - (2) 第6条第4項及び第5項並びに第15条第1項第3号の改正規定、別表第1に須崎公園の項を加える改正規定並びに別表第1の3、別表第2、別表第3の2及び別表第4種目の項の改正規定 令和7年3月28日  
(施行日前における利用の許可等)
- 2 公布の日以後においては、令和7年4月1日(須崎公園の利用については同年3月28日)前においても、同年4月1日(須崎公園の利用については同年3月28日)以後のこの規則による改正後の福岡市公園条例施行規則別表第1に掲げる公園の利用について、この規則による改正後の福岡市公園条例施行規則の規定の例により、行為の許可をし、及び使用料を徴収することができる。

